

# 定額複利定期預金

令和2年6月4日現在

商品名 (愛称)	・ 定額複利定期預金 (ゴールド・プラン定期預金)
販売対象	・ 個人または個人事業主
期 間	・ 定型方式・・・3年以上5年以下 ・ 自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱ができます。
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 据置期間6ヶ月を経過後は元本の一部または全部について払戻します。
利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 一部または全部についての払戻利率は預入時点の約定利率で金額(減額後金額)・期間(減額後期間)等の別に定める所定の利率で6ヶ月複利により分かち計算を行ないます。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割で計算します。
税 金	・ 個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手 数 料	_____
付加できる 特約事項	・ 個人で自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 「総合口座」のご利用は、満20歳以上の個人の方に限らせていただきます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に1.0%上乗せした利率) ・ マル優の取扱ができます。
中途解約時の 取扱	・ 預入日から6ヶ月後の応答日(据置期間)前に解約する場合は、解約日における普通預金の利率で解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務グループ(9時~17時、電話:0164-22-1216)にお申し出ください。また、全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)でも苦情等のお申し出を受け付けています。くわしくは、上記総務グループへご相談ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター、並びに札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務グループまたは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、並びに北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。 また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務グループにお問合わせ下さい。
その他参考 となる事項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)